

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（補足説明資料）

1 本年度の人事院勧告概要（勧告日 R1. 8. 7）のうち飯田市関係分

(1) 給与改定

ア 俸給表の改定

- ・行政職俸給表(一) 改定率平均0.1%とし、大卒初任給を1,500円、高卒初任給を2,000円引上げ、30代半ばまでの職員についても号俸改正
- ・その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定

イ 勤勉手当の改定

- ・支給月数の引上げ 年間1.850月分→1.900月分

(一般の職員の場合)	6月期	12月期
1年度 期末手当	1.300月(支給済み)	1.300月(改定なし)
勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)
2年度 期末手当	1.300月	1.300月
以降 勤勉手当	0.950月	0.950月

- ウ 特別職常勤職員、市議会の議員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても支給月数を引上げ(3.35月分→3.40月分)

- エ 実施時期 月例給：平成31年4月1日 期末・勤勉手当：法律の公布日

(2) 住居手当の改正

- ア 公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当支給の対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、その原資を用いて上限を1,000円引き上げる
- イ 実施時期は令和2年4月1日
- ウ 国の経過措置：手当額が2,000円を超える減額となる職員については、R3. 3. 31まで現手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額を支給

※政府は、10月11日に(1)及び(2)の勧告(以下「人事院勧告」という。)どおりの実施を閣議決定。法案は11月7日に衆議院本会議において可決後、11月15日に参議院本会議において可決され、11月22日付けで法律が公布された。

2 改正する条例

- (1) 飯田市職員の給与に関する条例
- (2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例
- (3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例
- (4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 改正内容

上記改正条例の(1)から(5)について、それぞれ2条構成で改正案を上程

(1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

第1条

- ア 令和元年度の一般職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を97.5/100(特定管理職

員にあっては117.5/100)に引き上げる。

イ 行政職、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)の給料表を改正する。

第2条

ア 令和2年4月から住居手当について、手当支給の対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これにより生ずる原資を用い手当の上限を1,000円引き上げる。

イ 令和2年度以降の勤勉手当は第1条で引き上げた年間割合を、6月期及び12月期で均等に配分

・一般職員の勤勉手当の支給割合は95/100(特定管理職員にあっては115/100)

(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

第3条 令和元年度の市長等の期末手当について、12月期の支給割合を172.5/100に引き上げる。

第4条 令和2年度以降の市長等の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を170/100とする。

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

第5条 令和元年度の市議会議員の期末手当について、12月期の支給割合を172.5/100に引き上げる。

第6条 令和2年度以降の市議会議員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を170/100とする。

(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第7条 令和元年度の任期付研究員の給料月額について、1・2号俸を、それぞれ1,000円引き上げる。また、期末手当について、12月期の支給割合を172.5/100に引き上げる。

第8条 令和2年度以降の任期付研究員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ170/100とする。

(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

第9条 令和元年度の特定任期付職員の1号俸にあたる給料月額について、1,000円引き上げる。また、期末手当について、12月期の支給割合を172.5/100に引き上げる。

第10条 令和2年度以降の特定任期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ170/100とする。

(6) 附則

ア 第1条の(別表第1及び別表第2を除く)規定は公布の日から適用する。

イ 第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は令和2年4月1日から適用する。

ウ 第1条の(別表第1及び別表第2)、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は平成31年4月1日から適用する。

エ 既に支払った給料は内払い扱いとし、増額になった差額を後日支払う。

オ (附則第4項) 住居手当に関する飯田市の経過措置として令和3年3月31日まで手当減額が1,000円を超える場合、「旧手当額」から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

カ 条例の施行についての必要事項は市長に委任する。